

投資信託・公共債に係る約款・規定集

投資信託総合取引約款	1
投資信託受益権振替決済口座管理規定	5
投資信託累積投資約款	12
とりぎん積立投信取扱規定	16
特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款）	19
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	24
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 ..	26
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	39
保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）	50
一般債振替決済口座管理規定	58
特定管理口座約款	64

2023年12月

株式会社 鳥取銀行

投資信託総合取引約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の窓口販売業務について、お客様と株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

この約款に別段の定めがないときには、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資約款」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款）」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」によるものとします。

(投資信託総合取引の利用)

第2条 お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引（この約款において「投資信託総合取引」と総称します。）をご利用いただけます。

- ①投資信託受益権振替決済口座管理規定
- ②投資信託累積投資約款
- ③とりぎん積立投信取扱規定
- ④特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款）・特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
- ⑤非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款
- ⑥未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(申込方法等)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、署名押印し、これを当行にご提出いただくことによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。

- 2 前項の申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職及び氏名、共通番号等をもってお届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。
- 3 お客様が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(指定預金口座の取扱い)

第4条 お客様が、投資信託総合取引のお申込みをされる場合には、投資信託総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等をご入金する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）を、あらかじめご指定ください。なお、指定預金口座は当行本店又は支店におけるお客様名義の普通預金口座又は当座預金口座とします。

- 2 投資信託総合取引に係る投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等は、指定預金口座に、ご入金いたします。
- 3 指定預金口座は、投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）を開設する当行本店又は支店と同一の本店又は支店に開設ください。
- 4 当行は、指定預金口座の指定があったときは、速やかに「『指定預金口座』ご確認のお願い」を送付しますから、記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申出ください。
- 5 指定預金口座を変更するときは、当行所定の方法により届け出てください。なお、変更申込み後の取扱いは、前項に準じて行うものとします。
- 6 当行が、投資信託の償還金・解約代金・買取代金をお支払いする場合で、指定預金口座にご入金するときは、計算書等に入金金額等を記載してお送りしますので、その内容をご確認ください。

（諸通知の取扱い）

第5条 お客様に対し当行よりなされた諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

（免責事項）

第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ①次条第1項による届出の前に生じた損害
- ②当行所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③当行所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いに直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合又は投資信託受益権振替決済口座管理規定第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥投資信託受益権振替決済口座管理規定第18条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害

⑧ 電信又は郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(届出事項の変更)

第7条 印章を失ったとき、又は印章、個人の氏名もしくは法人の名称、法人の代表者の役職または氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

2 前項のお届出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、個人番号カードその他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。また、所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いのご請求には応じられません。この間、相当の期間を置くことがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第8条 第2条第1号から第6号の取引は、第9条第4号から第6号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第4号から第6号の一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。

(投資信託総合取引の解約)

第9条 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。

- ① お客様から投資信託総合取引の解約のお申し出があったとき
- ② お客様が、この約款の規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき
- ③ 振替決済口座におけるお客様の投資信託の残高が一定期間以上なく、当行が解約の通知をしたとき
- ④ お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当した場合、及び次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑥ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき

⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(約款の変更)

第 10 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(合意管轄)

第 11 条 この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

平成 22 年 1 月 4 日制定

平成 22 年 4 月改定

平成 28 年 1 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 5 年 12 月改定

株式会社 鳥取銀行

以上

投資信託受益権振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が投資信託についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「投資信託振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客様から「投資信託振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合

に、お客様の共通番号を当行にお届いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 「投資信託振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職及び氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押を受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
- ⑧ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ハ 償還日翌営業日

- ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客様が振替の申請を行うにあたっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託の銘柄及び口数
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に投資信託の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託の振替の申請があったものとして取り扱います。
- （他の口座管理機関への振替）
- 第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。
- （担保権の設定）
- 第8条 お客様の投資信託について、担保権を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。
- （抹消申請の委任）
- 第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第 10 条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、当行からお客様にお支払いします。

(お客様への連絡事項)

第 11 条 当行は、投資信託について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
 - ② 残高照合のための報告
 - ③ お客様に対して機構から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の内部管理責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 4 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(届出事項の変更手続き)

第 12 条 印章を失ったとき、又は印章、個人の氏名もしくは法人の名称、法人の代表者の役職または氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍謄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項のお届出があったときは、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。また、前項の届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いのご請求には応じません。この間、相当の期間を置くことがあります。
- 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影・氏名又は名称・住所、共通番号等をもって届出の印鑑・氏名又は名称・住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

第 13 条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当行は、前項の料金のお支払いがないときは、投資信託の償還金、解約金、買取代金、収益の分配金の支払いのご請求には応じられないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

第 14 条 機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

① 投資信託の振替手続を行った際、機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託の超過分（投資信託を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

② その他、機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 15 条 当行は、機構において取り扱う投資信託のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

2 当行は、当行における投資信託の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託を解約し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

① お客様から解約のお申し出があったとき

② お客様が手数料を支払わないため、当行が解約の通知をしたとき

③ お客様がこの規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき

④ 口座残高がないまま一定の期間を経過し、当行が解約の通知をしたとき

⑤ お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

⑥ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき

⑦ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を

用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき

⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、解約金等があった場合、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(解約時の取扱い)

第 17 条 前条に基づき、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託を解約するにあたっては、当行の定める方法により、お客様のご指示によって解約し、現金により返還を行います。

(緊急措置)

第 18 条 法令の定めるところにより投資信託の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替又は抹消、その他の取扱いに直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 18 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(規定の変更)

第 20 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(合意管轄)

第 21 条 お客様と当行の間のこの規定に関する訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

平成 21 年 1 月 26 日

平成 22 年 1 月改定
平成 22 年 4 月改定
平成 22 年 7 月改定
平成 22 年 10 月改定
平成 28 年 1 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 5 年 12 月改定
株式会社 鳥取銀行
以 上

投資信託累積投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様と株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する取決めです。当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

この約款に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款）」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」によるものとします。

(定義)

第2条 累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座から引落した金銭又は投資信託に係る振替口座簿に記載又は記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

(包括累積投資取引の申込方法)

第3条 お客様が、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、署名押印し、これを当行にご提出いただくことにより累積投資取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資取引を開始することができます。

2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設いたします。

(個別累積投資取引の申込方法)

第4条 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、前条規定の申込みをしたうえで、当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、署名押印し、当行にご提出いただくことにより申し込むものとします。

2 累積投資取引のうち、とりぎん積立投信サービスの申込方法等については「とりぎん積立投信取扱規定」によるものとします。

(買付方法、時期及び価額)

第5条 当行はお客様からこの約款に基づき、累積投資取引による買付けの申込みがあったときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定、買付対象の投資信託の目論見書等の定めるところにより、対象となる投資信託の買付けを行います。

2 前項の買付価額は、第7条の場合を除き、買付約定日の基準価額に当行が定める手数料及び消費税を加えた金額とします。

3 買付けられた投資信託の所有権及びその収益分配金又は元本に対する請求権は、振替口座簿に記載又は記録があった日からお客様に帰属するものとします。

(振替口座簿への記載又は記録)

第6条 この契約により買付けされた投資信託は、振替口座簿に記載又は記録して管理します。

2 当行は、投資信託の管理に係る手数料を申し受けることがあります。

(収益分配金の再投資)

第7条 前条の振替口座簿に記載又は記録されている投資信託に係る収益分配金は、お客様に代わって当行が受領のうえ、当該お客様の累積投資口座に繰り入れ、その全額から税金等を差し引いた金額をもって対象となる投資信託の目論見書等に定める方式により当該投資信託の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手料は無料とします。

2 前項の買付価額の計算については、対象となる投資信託の決算日の基準価額を適用します。

(最低換金単位)

第8条 累積投資取引による投資信託の換金注文については、当行所定の最低換金単位を指定して換金できるものとします。

(換金方法、時期及び価額)

第9条 当行は、お客様から換金の申込みを受けたときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。

2 前項による換金により、当行がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金（当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額）については、当該換金代金から、当該換金に係る所定の手数料及び税金等を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。

(累積投資契約の解約)

第10条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① お客様から累積投資契約の解約の申し出があったとき
- ② 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③ この契約の対象となる投資信託が償還されたとき
- ④ お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき
- ⑥ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 この契約が解約されたときは、当行は遅滞なくお客様の累積投資口座で管理中の金銭を指定預金口座に入金するとともに、累積投資取引による投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いします。

(届出事項の変更手続き)

第 11 条 印章を失ったとき、又は印章、個人の氏名もしくは法人の名称、法人の代表者の役職または氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

2 前項のお届出があったときは、当行は、住民票の写し、戸籍抄本、印鑑証明書、個人番号カードその他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(免責事項)

第 12 条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 前条によるお届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、累積投資取引に係る契約の履行をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、累積投資取引に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合又は第 9 条等による換金代金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定第 18 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害
- ⑧ 電信又は郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(約款の変更)

第 13 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(合意管轄)

第 14 条 お客様と当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

平成 15 年 12 月

平成 19 年 1 月改定

平成 22 年 1 月改定
平成 22 年 4 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 5 年 12 月改定
株式会社 鳥取銀行

とりぎん積立投信取扱規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様と株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を、定期的に一定金額買付けるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する手続き等についての取決めです。

お客様は、本サービスの内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

2 この規定に別段の定めがないときは、「投資信託累積投資約款」「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款）」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。

(買付銘柄の選定)

第2条 本サービスによって、買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

2 お客様は、選定銘柄の中から銘柄を指定し、買付けの申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下「購入銘柄」といいます。）

(申込方法)

第3条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出し、当行が承諾した場合に限り、本サービスを開始できます。

2 お申込みにあたっては、お客様は投資信託累積投資約款に規定する、累積投資口座を開設するものとします。ただし、すでに開設済及び申込済であるときはこの限りではありません。

(買付代金の払込方法)

第4条 お客様が指定する購入銘柄ごとの買付代金については、毎月指定する日（以下「振替指定日」といいます。）にあらかじめ指定された預金口座（以下「振替指定口座」といいます。）から口座振替により引落しさせていただきます。

2 前項の振替指定日は、以下のように取り扱うものとします。

- ① 10日、20日、月末の中からお客様に指定していただくものとします。
- ② 振替指定日が銀行休業日の場合には、前営業日を振替指定日とします。
- ③ 振替指定日の翌営業日が、購入銘柄の買付申込みの手続きができない日であっても当初定めた振替指定日に口座振替を行い、購入銘柄の買付申込可能になり次第行います。

3 第1項の口座振替は、以下のように取り扱うものとします。

- ① 購入銘柄が複数ある場合は、各購入銘柄の買付代金の合計金額により口座振替を行うものとします。

- ② 振替指定口座の支払可能な預金残高（当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を除きます。）が購入銘柄の買付代金の合計金額に満たない場合は、口座振替は行わず、買付は行わないものとします。
 - ③ 複数ある購入銘柄のいずれかの銘柄の買付代金が振替指定口座の支払可能な預金残高（当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額を除きます。）に存在する場合でも、口座振替は行わず、買付は行わないものとします。
- 4 買付代金は、1銘柄につき1,000円以上1,000円単位とします。
- 5 買付代金には、買付けに係る手数料、消費税を含むものとします。

（買付けの方法及びその時期）

第5条 当行は、お客様の振替指定口座から口座振替を行った日の翌営業日に、買付けの申込みがあったものとして、購入銘柄の買付けの手続きを行います。

2 前項の購入銘柄の買付価額は、当該購入銘柄の目論見書に定める価額とします。

（申込内容の変更）

第6条 お客様は所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの休止及び申込内容の変更を行うことができます。

（振替及び収益分配金の再投資）

第7条 投資信託の振替及び収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定及び投資信託累積投資約款の規定に基づき行うものとします。

（取引及び残高の通知）

第8条 当行は本サービスに基づくお客様への、取引明細及び残高明細の通知を、原則3ヶ月に1回、期間中の購入銘柄ごとの買付時期、及び購入銘柄ごとの買付代金の合計金額、取得合計口数、残高等を記載した取引残高報告書により通知します。

（選定銘柄の除外）

第9条 選定銘柄が以下の各号に該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該銘柄を購入銘柄とされているお客様には遅滞なく通知するものとします。

- ① 選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還となった場合。
- ② その他当行が必要と認める場合。

（解約）

第10条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。

- ① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出たとき
- ② お客様が累積投資口座を解約されたとき
- ③ お客様が「振替指定口座」を解約されたとき
- ④ 当行が本サービスを営むことができなくなったとき
- ⑤ お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

- ⑥ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき
- ⑦ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき
- ⑧ やむを得ない事由により、当行が本サービスの解約を申し出たとき

(免責事項)

第 11 条 当行は、投資信託累積投資約款の規定によって免責される場合のほか、本サービスに係る書類に押印された印影とお届けの印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(規定の変更)

第 12 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

(合意管轄)

第 13 条 お客様と当行の間のこの規定に関する訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

平成 14 年 3 月

平成 19 年 1 月改定

平成 22 年 1 月改定

平成 22 年 2 月改定

平成 22 年 4 月改定

平成 23 年 1 月改定

平成 24 年 5 月改定

平成 29 年 1 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 3 年 6 月改定

令和 5 年 12 月改定

株式会社 鳥取銀行

特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款）

（約款の趣旨）

第1条 この約款はお客様が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされる上場株式等）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、鳥取銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座に関する事項及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 この約款に別段の定めがないときには、「投資信託総合取引約款」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）」「一般債振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資約款」「とりぎん積立投信取扱規定」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」によるものとします。

（特定口座開設届出書等の提出）

第2条 お客様が当行に特定口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、「特定口座開設届出書」を提出しなければなりません。その際、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日、住所及び個人番号等について確認させていただきます。

2 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に振替決済口座を開設していただく必要があります。

3 お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。ただし、課税未成年者口座専用の特定口座を除きます。

4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから源泉徴収を希望しない旨の申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

3 お客様が当行に対して、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款第3条第1項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、当該お客様は、当該その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出を行うことはできません。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載又は記録)

第3条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（特定口座に係る振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

(所得金額等の計算)

第4条 特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算は、租税特別措置法及び関係政省令に基づき行います。

(源泉徴収・還付の方法)

第5条 当行は、お客様から第2条第4項に規定する「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出を受けた場合、及び同条第5項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」をご提出いただいた場合には、租税特別措置法、地方税法その他関係法令に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税と地方税の源泉徴収及び特別徴収、還付を行います。

- 2 源泉徴収及び特別徴収、還付はお客様からあらかじめ指定していただいた預金口座からの引落とし又は入金により行います。当該預金口座からの引落としは、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手の提出は省略するものとします。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第6条 当行はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち当行が取り扱う公募株式投資信託及び国債、地方債、政府保証債に限ります。）のみを受け入れます。

- ① 第2条に規定する特定口座開設届出書の提出後に、当行が行う募集の取扱い又は当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部について、お客様が当行に開設する特定口座に所定の方法で移管により受け入れる上場株式等
- ③ お客様が相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、お客様が当行に開設する特定口座に所定の方法で移管により受け入れる上場株式等
- ④ お客様が当行に開設する非課税口座又は当行に開設する租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に受け入れられていた上場株式等で、当該非課税口座又は当該未成年者口座から、お客様が当行に開設する特定口座に所定の方法で移管により受け入れる上場株式等（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

⑤ お客様が当行に提出された非課税口座開設届出書が、租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合に、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等で、当該口座からお客様が当行に開設する特定口座に所定の方法で移管によりそのすべてを受け入れる上場株式等

⑥ 前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項の規定によりお客様が当行に開設する特定口座に所定の方法で移管により受け入れる上場株式等

(譲渡の方法)

第 7 条 特定保管勘定において記載又は記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第 8 条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 9 項第 1 号及び同条第 11 項の定めるところにより当該払出しに関する通知を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第 9 条 当行は、第 6 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第 2 号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。

(相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第 10 条 当行は、第 6 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）第 3 号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号又は第 4 号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。

(年間取引報告書等の送付)

第 11 条 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。

2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

3 当行は、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通をお客様に交付し、1 通を税務署に提出いたします。

4 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までにお客様に交付いたします。

(届出事項の変更)

第 12 条 特定口座開設届出書の提出後、お届出の印鑑、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 に規定されるものをいいます。以下同じ。）により当行にお届出いただく必要があります。また、その変更が氏名、住所又は個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、ご確認させていただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。

(契約の解除)

第 13 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき（ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。）
- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなり、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ④ その他やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(特定口座を通じた取引)

第 14 条 お客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

(合意管轄)

第 15 条 お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 16 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

以上

平成 28 年 1 月

令和 2 年 4 月改定

令和 5 年 12 月改定

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第2条 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（当該上場株式等の配当等のうち、当行が取り扱う公募株式投資信託の収益分配金及び国債、地方債、政府保証債の利子に限ります。）で、同項の規定に基づき当行が所得税及び住民税を徴収するもののみ受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等とその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第4条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

(所得金額等の計算)

第5条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

(契約の解除)

第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき（ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。）
- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなり、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ④ 第3条第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」の提出があったとき

（合意管轄）

第7条 お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（約款の変更）

第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

以上

平成28年1月

令和2年4月改定

令和5年12月改定

株式会社 鳥取銀行

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社鳥取銀行（以下「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、投資信託総合取引約款その他の当行が定める約款・規定及び租税特別措置法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

2 前項に規定する「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- 3 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 4 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- 5 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合、非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- 6 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

（非課税管理勘定の設定）

第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う国内公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日。）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への

非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日。）において設けられます。

（累積投資勘定の設定）

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日。）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日。）において設けられます。

（特定累積投資勘定の設定）

第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

（特定非課税管理勘定の設定）

第3条の4 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

（非課税口座の開設について）

第3条の5 当行がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当行は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署長から当

行にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

- 2 2028年1月1日以後、当行がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当行は、所轄税務署から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署から当行にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

- 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

- 3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載又は記録がされる当行取扱いの国内公募株式投資信託に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる国内公募株式投資信託で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた国内公募株式投資信託の取得対価の額（イの場合、募集の取扱いにより取得した国内公募株式投資信託についてはその取得の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた国内公募株式投資信託についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた国内公募株式投資信託がある場合には、当該国内公募株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行が行う募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）の取扱いにより取得をした国内公募株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未

成年者口座（租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる国内公募株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる国内公募株式投資信託

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する国内公募株式投資信託

2 前項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない国内公募株式投資信託があります。

（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第 5 条の 2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限る、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 40 万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等

2 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。

（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第 5 条の 3 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得

することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第 3 条の 3 第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等

2 特定累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。

（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第 5 条の 4 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所にかかる振替口座簿に記載又は記録がされる当行取扱いの国内公募株式投資信託に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）の取扱いにより取得をした国内公募株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた国内公募株式投資信託の取得対価の額の合計額が 240 万円を超えないもの（当該国内公募株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

- イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている国内公募株式投資信託の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合
 - ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている国内公募株式投資信託の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する国内公募株式投資信託
- 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める国内公募株式投資信託を受け入れることができません。
- ① 投資信託および投資法人に関する法律第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
 - ② 委託者指図型投資信託約款に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの
- 3 前2項にかかわらず、当行が定めるところにより、特定非課税管理勘定に受け入れない国内公募株式投資信託があります。

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている国内公募株式投資信託の譲渡は、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租

税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

- 2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- 3 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- 4 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされる

ものを含みます。)には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

（非課税管理勘定終了時の取扱い）

第 8 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合
又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合

一般口座への移管

③ 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座への移管

（累積投資勘定終了時の取扱い）

第 8 条の 2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合

一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座への移管

(手数料)

第9条 将来、法令・諸規則の変更等が行われること又は当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じたことにより、非課税口座管理にかかる手数料をいただくことがあります。

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第10条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合

お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第10条の2 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」

(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国を

した日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

- ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合

お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

第11条 お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

(非課税口座取引である旨の明示)

第12条 お客様が受入期間内に、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集の取扱いにより取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです)。

- 2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨及び非課税管理勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている上場株式等を譲渡するかの明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、当行の非課税口

座の同じ勘定で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(異動、出国、死亡時の取扱い)

第 1 3 条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。

- ① 住所、氏名等に異動があった場合は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項の規定により、非課税口座異動届出書を提出していただきます。
- ② 出国により国内に住所及び居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号の規定により、出国届出書を提出していただきます（同項第 1 号に規定する「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除きます。）。
- ③ 非課税口座開設者が死亡した場合は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、非課税口座開設者死亡届出書を提出していただきます。

(契約の解除)

第 1 4 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合
租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）
- ③ 前条第 2 号に規定する「出国届出書」の提出があった場合
当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当行が定める日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（前条第 2 号に規定する「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除きます。）
租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ 「投資信託総合取引約款」に基づく投資信託総合取引が解約された場合
当行が定める日

2 前項の解除時点で、非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れられていた上場株式等は、第8条又は第8条の2と同様に取り扱うものとします。また、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられていた上場株式等についても同様に取り扱うものとします。

(合意管轄)

第15条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

【附則】

(施行期日)

第1条 この約款は、2023年12月11日より適用させていただきます。

(累積投資勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約をしている場合)

第2条 2023年12月末までに締結された累積投資勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約については、2024年以降、特定非課税累積投資契約が締結されたとみなし、特定累積投資勘定を利用した契約として継続されます。「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約を終了したり、積立金額を変更されたりする場合などには、当行へお申し出ください。

(非課税管理勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約をしている場合)

第3条 2023年12月末までに締結された非課税管理勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約については、対象となる国内公募株式投資信託が2024年1月1日時点で特定非課税管理勘定の受入対象の銘柄である場合、2024年以降、特定非課税管理勘定を利用した「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約として継続されます。一方、当該投資信託が2024年1月1日時点で特定非課税管理勘定の受入対象外の銘柄である場合、2024年以降を受渡日とする買付を停止させていただきます。「とりぎん積立投信取扱規定」に基づく契約を終了したり、銘柄や積立金額を変更されたりする場合などには、当行へお申し出ください。

(国内公募株式投資信託の分配金自動再投資契約をしている場合)

第4条 累積投資勘定または非課税管理勘定に受け入れている国内公募株式投資信託の分配金について自動再投資契約をしている場合、原則として再投資に係る当該投資信託は課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。

株式会社鳥取銀行

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

- 2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、投資信託総合取引約款その他の当行が定める約款・規定及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行及び他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- 4 お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日又は 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載又は記録もしくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が 1 月 1 日において 17 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）

- 第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当行取扱いの国内公募株式投資信託に限ります）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）の取扱いにより取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
 - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
 - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- 3 前2項にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、当行へ譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（課税未成年者口座等への移管）

第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロもしくは第2号又は同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く）

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合
当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合
当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

- ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等
同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。

① お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号もしくは第 7 項において準用する同号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合又は当行に特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合

一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合

特定口座（前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管を行わないこと

② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。）で、租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと

③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第 9 条 第 7 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第 10 条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限り、）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みま

す。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(継続管理勘定等への移管)

第 10 条の 2 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

(出国時の取扱い)

第 11 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

第 3 章 課税未成年者口座の管理

(課税未成年者口座の設定)

第 12 条 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座、預金口座もしくはお客様から預託を受けたその他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

第 13 条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。）の振替口座簿への記載又は記録もしくは金銭の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載又は記録もしくは預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れが

される金銭につき、当該記載又は記録もしくは預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) において処理いたします。

(譲渡の方法)

第 14 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行へ譲渡する方法、租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定での管理)

第 15 条 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第 16 条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日まで、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限り、）又は贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り、）による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還

等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 17 条 第 15 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第 18 条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第 19 条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章 (第 14 条及び第 18 条を除く。) の適用があるものとして取り扱います。

第 4 章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

第 20 条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

① お客様名義の当行預金口座からの入金

② 現金での入金 (依頼人のお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りです。)

2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管 (以下この条において「出金等」といいます。) を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

① お客様名義の当行預金口座への出金

② 現金での引出し (窓口で行うものに限りです。)

③ お客様名義の当行証券口座への移管

3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

4 お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

- 6 お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む。）が必要となります。

第 5 章 代理人による取引の届出

（代理人による取引の届出）

第 21 条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

- 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- 3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 18 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- 4 お客様の法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の 2 親等内の者に限ることとします。
- 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 18 歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

（法定代理人の変更）

第 22 条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第 6 章 その他の通則

（取引残高の通知）

第 23 条 お客様が 15 歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）

第 24 条 お客様が受入期間内に、当行から取得した上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第 3 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）又は当行が行う上場株式等の募集の取扱いにより取得した上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要が

あります。なお、お客様から特にお申し出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

- 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申し出がない場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

第 25 条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

第 26 条 2024 年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限りま
す。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等によ
り、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除
きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別
措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

- 2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当行に
対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する
非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお
客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契
約をいいます。）が締結されたものとみなします。

(本契約の解除)

第 27 条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未
成年者口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する未成年者口座等廃止
事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合
租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃
止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」
の提出があった場合
出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場
合（お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1
月 1 日前に出国した場合を除きます。）

租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

- ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合

その年の 1 月 1 日においてお客さまが 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日

- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合

本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

（合意管轄）

第 28 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（約款の変更）

第 29 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2023 年 12 月 11 日より適用させていただきます。

以上
株式会社 鳥取銀行

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）

（この規定の趣旨）

第1条 この規定は、お客様から当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 政府保証債券

2 当行は、前項にかかわらず、市場性がないもの等は都合により国債証券等のお預り、又は振決国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

第2条 当行は、保護預り証券について金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします
- ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

（混合保管に関する同意事項）

第3条 前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

（振替決済口座）

第4条 振決国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(保護預り口座又は振替決済口座の開設)

第5条 国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替決済については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客様から「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- 4 「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」に押印された印影及び記載された住所・氏名、共通番号等をもって、届出の印鑑・住所・氏名、共通番号等とします。
- 5 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(契約期間等)

第6条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(手数料)

第7条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、当行所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

- 4 当行は、指定預金口座に手数料に相当する金額がない場合は、第 16 条により当行が受け取る振替債等の償還金（第 15 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

（預入れ及び返還）

第 8 条 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

- 2 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その 5 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利子支払期日の 6 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

（振替の申請）

第 9 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第 1 号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その 7 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 6 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第 10 条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

(担保権の設定)

第 11 条 お客様の振込国債について、担保権を設定される場合は、当行が認めた場合の担保権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(分離適格振込国債に係る元利分離申請)

第 12 条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの

2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振込国債等の元利統合申請)

第 13 条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの

2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額

② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3 前項第 1 号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い)

第 14 条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 2 項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は社振法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様にかわって手続きさせていただきます。

① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合

② 当行が第 16 条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合

③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
(抽選償還)

第 15 条 混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

(償還金等の受入れ等)

第 16 条 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定預金口座に入金します。

2 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定預金口座に入金します。

(連絡事項)

第 17 条 当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

① 残高照合のための報告

② 第 15 条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額

2 前項第 1 号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年 1 回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4 当行は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

第 18 条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名、共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名、共通番号等とします。

(当行の連帯保証義務)

第19条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（社振法第11条第2項に定める加入者に限り、）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払をする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(反社会的勢力との取引拒絶)

第20条 本取引は、第21条第3項第4号から第6号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条第3項第4号から第6号の一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。

(解約等)

第21条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その6営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がご預りします。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様が手数料を支払わず、当行が解約の通知をしたとき

- ② お客様について相続の開始があったとき
 - ③ お客様等がこの規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき
 - ④ お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき
 - ⑥ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、またはそれらに準ずる行為を行ったとき
 - ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 4 前項による振替債等の引取り又は振替え手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第7条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 5 当行は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。
- (解約時の取扱い)
- 第22条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。
- (緊急措置)
- 第23条 法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。
- (公示催告等の調査)
- 第24条 当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務を負いません。
- (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)
- 第25条 この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (免責事項)
- 第26条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
- ① 第18条第1項による届出の前に生じた損害
 - ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り

証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第 16 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第 23 条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

（規定の変更）

第 27 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

平成 21 年 1 月 26 日
平成 22 年 4 月改定
平成 22 年 7 月改定
平成 28 年 1 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 5 年 12 月改定
株式会社 鳥取銀行

一般債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

- 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
 - 3 当行は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

- 第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様 から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込み いただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- 2 当行は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振 替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
 - 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことに約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 一般債の償還期日又は繰上げ償還期日において振替を行うもの
 - ④ 一般債の償還期日、繰上げ償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当っては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保権の設定)

第8条 お客様の一般債について、担保権を設定される場合は、当行が認めた場合の担保権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上げ償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規程により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の「社債等に関する業務規程」により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、三菱UFJ銀行（上位機関）が当行に代ってこれを受け取り、当行が三菱UFJ銀行（上位機関）からお客様に代わってこれを受領し、当行からお客様にお支払いします。

(お客様への連絡事項)

第11条 当行は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客様に対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の内部管理責任者に直接ご連絡ください。

3 当行は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(届出事項の変更手続き)

第 12 条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

第 13 条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当行は、前項の料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払のご請求には応じないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

第 14 条 機構又は三菱 UFJ 銀行（上位機関）が振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

① 一般債の振替手続きを行った際、機構又は三菱 UFJ 銀行（上位機関）において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払をずる義務

② その他、機構又は三菱 UFJ 銀行（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(反社会的勢力との取引拒絶)

第 15 条 本取引は、第 16 条第 1 項第 5 号から第 7 号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 16 条第 1 項第 5 号から第 7 号の一にでも該当する場合には当行は当該取引をお断りするものとします。

(解約等)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様から解約のお申出があった場合
 - ② お客様が手数料を支払わず、当行が解約の通知をしたとき
 - ③ お客様がこの規定に違反し、当行が解約の通知をしたとき
 - ④ 口座残高がないまま一定の期間を経過し、当行が解約の通知をしたとき
 - ⑤ お客様が当行取引開始時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ⑥ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、およびそれらに準ずる者に該当していると認められたとき
 - ⑦ お客様が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為、又はそれらに準ずる行為を行ったとき
 - ⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。
- 3 当行は、前項の不足額について、売却代金等があった場合には、当該代金から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第 17 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債については当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 18 条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 第 18 条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
(機構非関与銘柄の振替の申請)

第 20 条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。
(この規定の変更)

第 21 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

平成 21 年 1 月 26 日
平成 22 年 7 月改定
平成 22 年 10 月改定
平成 28 年 1 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 5 年 12 月改定
株式会社 鳥取銀行

特定管理口座約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が当行に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客様と当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定管理口座の開設)

第2条 当行に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当行に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

(特定管理口座における保管の委託)

第3条 当行に特定管理口座が開設されている場合、当行に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申し出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

(譲渡の方法)

第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当行に対してする方法により行います。

- 2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当行に対して、特定管理株式等の当行に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- 3 前項の規定により、お客様が当行に対して特定管理株式等に係る注文を当行に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当行は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当りの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

(契約の解除)

第7条 次の各号に該当したときは、この契約は解除されます。

- ①お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合

- ②お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - ④お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第 2 号又は第 3 号の事由が生じたときに、当行に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

(合意管轄)

第 8 条 お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 9 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示又はインターネット等により周知します。

以上

平成 28 年 1 月

令和 2 年 4 月改定

令和 5 年 12 月改定

株式会社 鳥取銀行